

訪問型サービス（サービス概要・報酬等）

区 分		現行の予防給付相当	緩和した基準によるサービス														
サービス名称		① 介護予防訪問介護相当サービス	② 訪問型サービスA														
対象者 要件		要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者															
	利用者像	身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な者	生活支援を必要とする人で、本人や家族が家事を行うことが困難な者														
サービス内容		○訪問介護員による身体介護、生活援助 (時間指定なし)	○訪問介護員による生活援助 (掃除等の簡易的家事援助)														
		【対象にならないサービス】 ○本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象とならない ○本人以外の家族のための家事、及び模様替え・草むしり・花木の手入れ・ペットの世話・大掃除など日常的な家事の範囲を超えるもの など															
サービス量		○アセスメントに応じて必要量のサービスを利用する。	○アセスメントに応じて必要量のサービスを利用する。														
ケアプラン		○地域包括支援センターが作成 ※居宅介護支援事業所への委託も可能。															
限度額管理		○限度額管理の対象、要支援1・2の限度額は現行のとおり。 ○予防給付を併用する場合、予防給付とサービス事業を併せて限度額管理する（要支援1・2のみ）。 ○基本チェックリスト該当者は、要支援1の限度額と同様（5003単位）。															
実施方法		事業者指定 ※6年毎更新手続き必要	事業者指定（①のうち指定を受けた事業者） ※6年毎指定更新手続きが必要														
支払		○国保連経由で審査・支払い															
報酬の考え方		【基準単価】 (1単位：10円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位/月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>国の定める上限額</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>国の定める上限額</td> </tr> <tr> <td>週3回程度</td> <td>国の定める上限額</td> </tr> </tbody> </table> ※加算等 サービスコード表 参照		単位/月	週1回程度	国の定める上限額	週2回程度	国の定める上限額	週3回程度	国の定める上限額	【基準単価】 (1単位：10円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>提供時間</th> <th>単位/回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20分以上45分未満</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>45分以上</td> <td>223</td> </tr> </tbody> </table> ※加算・減算なし	提供時間	単位/回	20分以上45分未満	181	45分以上	223
	単位/月																
週1回程度	国の定める上限額																
週2回程度	国の定める上限額																
週3回程度	国の定める上限額																
提供時間	単位/回																
20分以上45分未満	181																
45分以上	223																
算定単位取扱		○月包括報酬	○利用1回ごとの出来高払い ※原則週2回を上限とする														
利用者負担額		○原則1割負担（一定所得以上は2割、平成30年8月以降現役並み所得者は3割）															

訪問型サービス（人員・設備基準）

区 分	現行の予防給付相当	緩和した基準によるサービス										
人員基準	<p>【管理者】 常勤・専従 1以上※支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【訪問介護員（資格要件）】 常勤換算 2.5以上 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</p> <p>【サービス提供責任者（資格要件）】 常勤訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</p>	<p>【管理者】 常勤・専従 1以上※支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【従事者（資格要件）】 <u>必要数</u> 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</p> <p><u>一定の研修受講者</u></p> <p>【訪問事業責任者（資格要件）】 <u>必要数</u> 介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</p>										
	<p>《介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合》</p> <p>○訪問介護・予防給付相当利用者にサービス提供責任者が従事し、A型利用者に訪問事業責任者が従事する。サービス提供責任者は、介護給付・予防給付相当の基準の範囲内で、訪問事業責任者を兼務することができる。</p> <p>この場合、A型利用者1人を介護給付・予防給付相当利用者1人とみなして利用者数を計算する。</p> <p>例) 介護給付・予防給付相当・訪問サービスAの利用者数が合計40名の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">利用者数</th> <th style="width: 30%;">配置基準</th> <th style="width: 20%;">配置員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問介護・予防給付相当</td> <td>1～39名</td> <td>サ責任者 1名</td> <td rowspan="2">サ責任者 1名</td> </tr> <tr> <td>訪問サービスA</td> <td>39～1名</td> <td>訪問責任者 必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※初任者研修修了者等をサ責に配置する場合は介護給付・予防給付相当では減算になる。</p>			利用者数	配置基準	配置員数	訪問介護・予防給付相当	1～39名	サ責任者 1名	サ責任者 1名	訪問サービスA	39～1名
	利用者数	配置基準	配置員数									
訪問介護・予防給付相当	1～39名	サ責任者 1名	サ責任者 1名									
訪問サービスA	39～1名	訪問責任者 必要数										
設備基準	<p>○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>○サービス提供に必要な設備・備品の設置</p>	<p>○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>○サービス提供に必要な設備・備品の設置</p>										
	<p>《介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合》</p> <p>○設備は全て共有可能。</p>											

訪問型サービス（運営・効果的な支援の方法に関する基準）

区 分	現行の予防給付相当	緩和した基準によるサービス
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○内容及び手続の説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○サービス提供困難時の対応 ○受給資格等の確認 ○要支援認定の申請に係る援助 ○心身の状況等の把握 ○介護予防支援事業者等との連携 ○介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ○介護予防サービス計画等に沿ったサービス提供 ○介護予防サービス計画等の変更の援助 ○身分を証する書類の携帯 ○サービス提供の記録 ○利用料等の受領 ○証明書の交付 ○同居家族に対するサービス提供の禁止 ○利用者に関する市町村への通知 ○緊急時等の対応 ○管理者及びサービス提供責任者の責務 ○運営規程 ○介護等の総合的な提供 ○勤務体制等の確保 ○衛生管理 ○掲示 ○秘密保持 ○誇大広告の禁止 ○介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止 ○苦情処理 ○地域との連携 ○事故発生時の対応 ○会計区分 ○記録の整備と5年間の保存 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○内容及び手続の説明及び同意 — — ○受給資格等の確認 — ○心身の状況等の把握 ○地域包括支援センターとの連携 — ○介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供 ○介護予防ケアプラ等の変更の援助 ○身分を証する書類の携帯 ○サービス提供の記録 ○利用料等の受領 ○証明書の交付 ○同居家族に対するサービス提供の禁止 ○利用者に関する保険者等への通知 ○緊急時等の対応 — ○運営規程 — — ○衛生管理 — ○秘密保持 — ○地域包括支援センターに対する利益供与の禁止 ○苦情処理 ○地域との連携 ○事故発生時の対応 — ○記録の整備と5年間の保存 ○廃止・休止の届出と便宜の提供
効果的な支援の方法に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ○基本取扱方針 ○具体的取扱方針（個別サービス計画作成等） ○サービス提供に当たっての留意点 	<ul style="list-style-type: none"> — ○個別計画の作成 ○訪問型サービスAの提供に当たっての留意点

通所型サービス（サービス概要・報酬）

区 分		現行の予防給付相当	緩和した基準によるサービス										
サービス種別		① 介護予防通所介護相当サービス	②通所型サービスA										
		要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者											
対象者	利用者像	身体機能や認知機能の低下があり、専門的な支援が必要な者	交流によりADLやIADLの維持が見込まれる者（運動器の機能向上若しくは認知症予防のための交流が必要な者）										
サービス内容		○介護予防通所介護同様のサービス （生活機能の向上のための機能訓練等）	○送迎、プログラム活動（体操・レクリエーション等）の提供 （半日（3時間～4時間）/回） ※食事の提供は任意。										
サービス量		○アセスメントに応じて必要量のサービスを利用する。	○アセスメントに応じて必要量のサービスを利用する。										
ケアプラン		○地域包括支援センターが作成 ※居宅介護支援事業所への委託も可能。											
限度額管理		○限度額管理の対象、要支援1・2の限度額は現行のとおり。 ○予防給付を併用する場合、予防給付とサービス事業を併せて限度額管理する（要支援1・2のみ）。 ○基本チェックリスト該当者は、要支援1の限度額と同様（5003単位）。											
実施方法		事業者指定 ※6年毎更新手続き必要	事業者指定（①のうち指定を受けた事業者） ※6年毎指定更新手続きが必要										
支払		○国保連経由で審査・支払い											
報酬の考え方		【基準単価】 (1単位：10円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位/月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>国の定める上限額</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>国の定める上限額</td> </tr> </tbody> </table> ※加算等 サービスコード表参照		単位/月	週1回	国の定める上限額	週2回	国の定める上限額	【基準単価】 (1単位：10円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位/回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> ※加算・減算なし		単位/回	1回	300
	単位/月												
週1回	国の定める上限額												
週2回	国の定める上限額												
	単位/回												
1回	300												
算定単位取扱		○月包括報酬	○利用1回ごとの出来高払い ※原則週1回を上限とする										
利用者負担額		原則1割（一定所得以上は2割、平成30年8月以降現役並み所得者は3割） +食事代等の実費負担											

通所型サービス（人員基準）

区 分	現行の予防給付相当	緩和した基準によるサービス
人員基準	<p>【管理者】 常勤・専従 1以上※支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【生活相談員】 専従 1以上</p> <p>【看護職員】 専従 1以上</p> <p>【介護職員】 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)</p> <p>【機能訓練指導員】 1以上</p>	<p>【管理者】 常勤・専従 1以上※支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【生活相談員】 不要</p> <p>【看護職員】 不要</p> <p>【従事者】 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数</p> <p>【機能訓練指導員】 不要</p>
	<p>《介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合》</p> <p>○これまで要介護者と要支援者一体的に処遇する場合と同様、通所介護・予防給付相当利用者とA型利用者を一体的に処遇することは可能。その場合には、必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容を区分するなどそれぞれ処遇に影響がないよう、配慮すること。</p> <p>【定員】 ○介護給付・予防給付相当の利用者の合算で利用定員を定め、A型についてはA型の利用者で利用定員を定めることとなる。</p> <p>【介護職員・従事者の配置例】</p> <p>例1) 介護給付・予防給付相当利用者8名、A型7名 ・介護職員1名以上</p> <p>例2) 介護給付・予防給付相当利用者25名、A型5名 ・介護給付・予防給付相当で介護職員3名 A型で従事者1名</p> <p>例3) 介護給付・予防給付相当利用者20名、A型10名 ・介護給付・予防給付相当で介護職員2名 A型で従事者1名</p>	
	<p>《一体的に運営しない場合の実施方法》</p> <p>○部屋を区切って実施 例) パーテーション等により機能訓練室を仕切って実施。</p> <p>○時間帯を分けて実施 例) 午前はA型、午後から介護給付・予防給付相当を実施。</p> <p>○曜日を分けて実施 例) 土曜日はA型、月～金曜日は介護給付・予防給付相当を実施。</p>	

通所型サービス（設備・運営・効果的な支援の方法に関する基準）

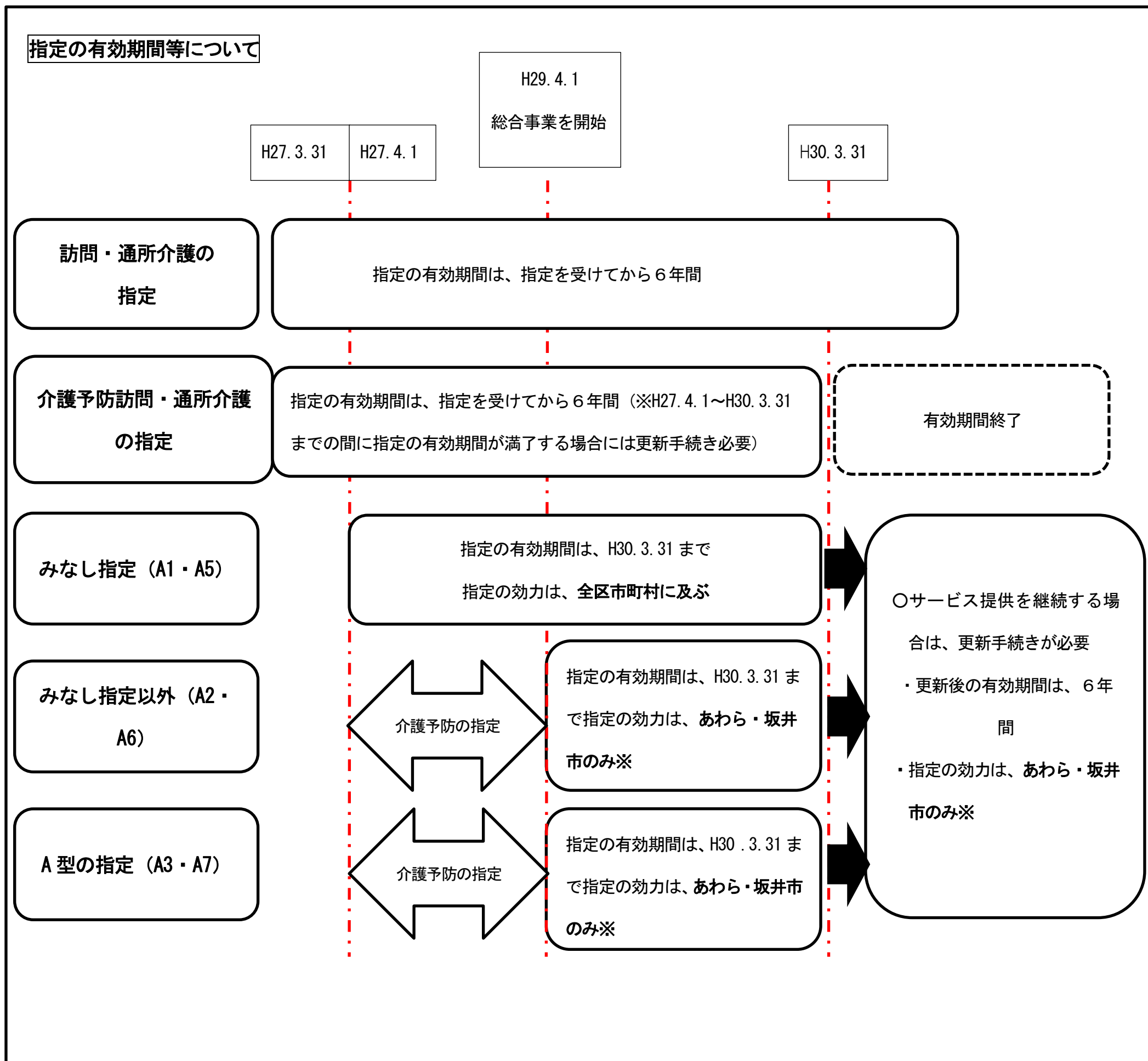
区 分	現行の予防給付相当	緩和した基準によるサービス
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上）
	<p>《介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合》</p> <p>【定員】</p> <p>食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡確保する必要。</p> <p>例）介護給付・予防給付相当の定員10人、A型の定員5人の場合、食堂及び機能訓練室は45㎡以上確保が必要。</p>	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○内容及び手続の説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○サービス提供困難時の対応 ○受給資格等の確認 ○要支援認定の申請に係る援助 ○心身の状況等の把握 ○介護予防支援事業者等との連携 ○介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ○介護予防サービス計画等に沿ったサービス提供 ○介護予防サービス計画等の変更の援助 ○サービス提供の記録 ○利用料等の受領 ○証明書の交付 ○利用者に関する市町村への通知 ○緊急時等の対応 ○運営規程 ○勤務体制等の確保 ○定員の遵守 ○衛生管理等 ○掲示 ○秘密保持 ○誇大広告の禁止 ○介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止 ○苦情処理 ○地域との連携 ○事故発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○内容及び手続の説明及び同意 — — ○受給資格等の確認 — ○心身の状況等の把握 ○地域包括支援センターとの連携 — ○介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供 ○介護予防ケアプラン等の変更の援助 ○サービス提供の記録 ○利用料等の受領 ○証明書の交付 ○利用者に関する保険者等への通知 ○緊急時等の対応 ○運営規程 — ○定員の遵守 ○衛生管理 — ○秘密保持 — ○地域包括支援センターに対する利益供与禁止 ○苦情処理 ○地域との連携 ○事故発生時の対応

	○会計区分 ○記録の整備と5年間の保存 ○廃止・休止の届出と便宜の提供	— ○記録の整備と5年間の保存 ○廃止・休止の届出と便宜の提供
効果的な支援の方法に関する基準	○基本取扱方針 ○具体的取扱方針（個別サービス計画作成等） ○サービス提供に当たっての留意点	— ○個別計画の作成 ○サービス提供に当たっての留意点

4) 指定申請・指定有効期間について

	サービス名 ※	指定申請	サービス種類コード	備考
訪問	介護予防訪問介護相当サービス	不要	A 1	平成27年3月以前からの指定介護予防訪問介護事業所で、総合事業のみなし指定を受けている事業所が使用。
		必要	A 2	平成27年4月以降、新規に介護予防訪問介護の指定を受けた等の事業所が使用。 ※サービスコードはA 1と同様
	訪問型サービスA	必要	A 3	
通所	介護予防通所介護相当サービス	不要	A 5	平成27年3月以前からの指定介護予防通所介護事業所で、総合事業のみなし指定を受けている事業所が使用。
		必要	A 6	平成27年4月以降、新規に介護予防通所介護の指定を受けた等の事業所が使用。 ※サービスコードはA 5と同様
	通所型サービスA	必要	A 7	

※あわら・坂井市以外ではサービス名称やサービス内容、サービス単価が異なる場合がある。



※あわら・坂井市以外の被保険者（あわら・坂井市に住民票のある住所地特例者は除く）が利用する場合には、その他市町村の指定申請をする必要。